

平成26年1月28日（火）

第1回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 平成26年1月28日(火) 午後2時
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 委員長 川村 敏光 委員 北嶋扶美子
委員 豊島 秀範 委員 長谷川浩子
教育長 倉部 俊治
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
- | | | |
|----------------------------|------|--------------|
| 教育総務部長 | | 湯下廣一 |
| 生涯学習部長 | | 高橋 操 |
| 教育総務部次長兼総務課長 | | 小島茂明 |
| 生涯学習部次長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長 | | 増田建男 |
| 文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 | | 西沢隆治 |
| 指導課長補佐 | 川村眞一 | 鳥の博物館長 木村孝夫 |
| 学校教育課長 | 丸 智彦 | 図書館長 増田正夫 |
| 教育研究所長 | 石井美文 | 生涯学習課主幹兼公民館長 |
| 文化・スポーツ課主幹 | 鈴木 肇 | 今井政良 |
| 少年センター長 | 榊原憲樹 | 鳥の博物館主幹 斉藤安行 |
| 総務課主幹 | 廣瀬英男 | |
6. 欠席事務局職員 指導課長 野口恵一
教育研究所副参事 鍵山智子

午後 2 時 0 0 分開会

○川村委員長 ただいまから平成 26 年第 1 回定例教育委員会を開きます。

会議を始める前に、教育委員並びに事務局職員にお伝えします。我孫子市教育委員会会議規則第 18 条の規定により、会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進めるため、発言は一問一答でお願いします。

○川村委員長 本日、会議を進める前に、篠崎和彦前委員の任期満了による退任に伴い、平成 25 年 12 月 22 日付で長谷川浩子委員が就任しましたので、御挨拶をお願いします。

○長谷川委員 ただいま御紹介いただきました長谷川浩子でございます。篠崎委員の後任として教育委員を拝命いたしました。現在、中学 3 年生の娘と中学 2 年生の息子がお世話になっております。私自身、学校教育を受ける側の保護者でもあります。子供が学校生活で感じていることや保護者や御家庭の方々が感じていることが耳に入ってくる立場だと思っております。そのような言葉に耳を傾け、また慎重に考え、勉強しながら務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○川村委員長 ありがとうございます。

会議録署名委員指名

○川村委員長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 31 条の規定により会議録署名委員を指名します。豊島委員をお願いします。

議案第 1 号

○川村委員長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市中心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

○丸学校教育課長 議案第1号について御説明いたします。資料の2ページからとなります。

改正理由は条例の名称、目的・業務等を実情に合ったものにするためでございます。

改正の主なものとしては、条例の名称を「我孫子市中心身障害児就学委員会条例」から「我孫子市教育支援委員会条例」とすることです。これは、本委員会は保護者への十分な情報提供をし、アドバイスする立場であり、「指導」というよりは「支援」という言葉が適切であることとございます。

次に、目的・業務等につきましては、就学時のみならず入学後の一貫した支援を行うということから、「就学」という言葉ではなく「教育」が適切であることです。また、昨年10月に文部科学省から通知がございまして、そこで「教育支援委員会」という名称とすることが適当であるということが指摘されて居る点からでございます。以上が改正の主な点です。

なお、今後の流れについてでございますけれども、本日、定例会の中で御承認いただきましたら、3月議会に上程し、議会承認を受けた後には平成26年4月1日から施行していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。我孫子市中心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

○北嶋委員 3ページ、4ページについて伺います。今までは「教育委員会の求めに応じて会議を招集し、会務を掌理する」と4ページの第5条に書いてありますが、これからは、委員会の会議は、会長が招集し、議長となり、教育委員会に助言を持っていくという流れになると思うのですね。ということで、今

までは教育委員会の求めに応じて議案が出されることとなっているのが、これからは教育ということですので、この支援委員会の方たちが会議が必要だと思ったときには、会長が会議を招集し、協議をし、教育委員会に助言をすることも多々あるということで理解していいですか。

○丸学校教育課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○川村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○川村委員長 議案第1号、我孫子市中心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

議案第2号

○川村委員長 続きまして議案第2号、我孫子市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

○増田生涯学習課長 我孫子市社会教育委員条例の一部改正について御説明申し上げます。資料の8ページをごらんください。

改正の理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、社会教育法の一部が改正されました。これまで法律で定められていた社会教育委員の委嘱の基準が削除され、条例で定めることとなりました。これにより社会教育委員条例で委員の委嘱基準を定めるものです。

あわせて、我孫子市審議会等の見直しの方針に基づき、委員の定数を見直し

ました。今までの16人以内から15人以内に定めるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。我孫子市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

○豊島委員 2つあります。16人以内とあった改正前の第3条が15以内と、たった1名ですけれども、その理由を御説明いただきたい。

それと、「任期は、3年とする」の下ですけれども、補欠までの間のところ、第3条の1項のところに、新しく学校教育及び云々が入っているのですけれども、このように書かなければならない理由はあったのですか。

○増田生涯学習課長 まず委員の定数ですが、これについては平成23年度に市のほうから出ております審議会等の見直しの方針に基づいて、審議会については原則としてこのような定数にするべきだということになっております。これによりますと、定数については原則15名以内とする。これを超えているものは全て15名以内に改めるというような方針にのっとりまして、今回訂正をするということです。

基準の文言については、省令で定める基準を参酌するということになっております。その省令については、こちらの資料の9ページにありますように、この基準を参酌して定めております。

○豊島委員 おっしゃろうとすることはわかります。15名と16名ですけれども、そういったいわば通達のような形をそのまま受け入れたということですね。今までの活動から見て、そごはないということですね。

○増田生涯学習課長 問題はないと考えております。

○豊島委員 そういうことで人数が1人減ったのですけれども、9ページのところの現行と改正案を讀んでいっても、それほど厳密にはきちんと書いてはいないのでけれども、8ページの改正後の第3条のところでは、「学校教育及

び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する」というふうになっていて、かなり範囲が広がっているような、あるいは限定しているような、どちらにも読める表現だと思うのですが、従来こういう形の人選ばれなかったからこういう条文が必要だということに、条文をつくる場合には、それ以前の反省にのっとってということがあると思うのです。ですからそこのお聞きしているのです。

○増田生涯学習課長 申しわけありません。これは法の改正の条文を書いているだけなのですが、これにはなかったのですが、参酌基準については、今まで社会教育法の中に載っておりました基準を全く条例文にしたものが今のものです。ですから、参酌基準と全く同じもので、社会教育法で今まで規定していた文言が、そのまま条例になったという形であります。

○豊島委員 第15条の文言ですね。現行のもですね。9ページの改正案の中では、その第15条は文章が違っているのですが、それは構わないのですか。

○川村委員長 休憩します。

午後2時13分休憩

午後2時15分再開

○川村委員長 再開します。

○増田生涯学習課長 申しわけありません。資料では参酌基準が載っておりません。省令で出ている参酌基準というものは、9ページの資料の現行法令そのままの文です。その文言を条例にただけであります。

○豊島委員 ありがとうございます。そのように理解します。ただ、そこにある文言を全くそのまま用いたというのは説明にならないと思います。それは、

よいと思ったからやったわけでしょう。ですから、そこにあるからこうだというふうに言われたって、ちょっと納得できないという気持ちはあります。でも、悪い文章ではないですから、それはわかります。そのことに対して反対しているわけではないです。

○川村委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○川村委員長 議案第2号、我孫子市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第2号は可決されました。

議案第3号ないし議案第6号

○川村委員長 続きまして議案第3号、我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第5号、我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、議案第6号、我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、以上4議案は文化・スポーツ課及び鳥の博物館所管の関連議案ですので、一括審議いたします。なお、表決につきましては議案ごとに行います。4議案について事務局から説明をお願いします。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 それでは御説明いたします。

議案第3号から議案第6号まで、一括して御説明いたします。資料の10ページをごらんください。

議案第3号、我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について、この議案は我孫子市使用料条例、鳥の博物館の条例、白樺文学館の条例を一部改正するものです。

提案理由についてです。新たに3館共通券を創設しまして、入館料を割引することにより3館見学を軸とした市内散策を促し、文化・商業の活性化を図るため制定するものです。

続きまして、11、12ページをごらんください。

まず、我孫子市使用料条例の一部改正についてです。杉村楚人冠記念館の入館料は我孫子市使用料条例に定めているため、我孫子市使用料条例を一部改正するものです。

右側の改正前をごらんください。今回の改正で、小学生・中学生の入館料と団体の小学生・中学生の入館料を無料にすることから、この部分を削除します。

次に、12ページの表の左側、改正後をごらんください。新たに3館共通一般と3館共通高校性・大学生の入館料を明記します。

恐縮ですが、13ページをお開きください。備考欄に、そこにありますとおり、新たに3、4、5を追加します。3は高校性・大学生の定義、4は中学生以下無料の明記、5につきましては共通券の有効期間と入館できる場所、回数を明記しています。

続きまして、鳥の博物館の条例の一部改正についてです。13ページの下段から14ページになります。改正後では、中学生以下の取り扱いと3館共通入館料の納入について明記しています。また、条例第5条で定めています別表につきましては14ページのとおり改め、入館料から小学生・中学生部分を削除し、新たに3館共通入館料について明記しています。

また、備考欄に1、2、3を追加しています。1は高校性・大学生の定義、2は団体の定義、3は共通券の有効期間と入館できる場所、回数を明記してい

ます。

続きまして、白樺文学館の条例の一部改正についてです。15ページをごらんください。

こちらで改正後では、中学生以下の取り扱い、3館共通入館料の納入について明記しています。また、条例第7条で定めています別表については、表のとおり改めています。入館料から小学生・中学生部分を削除し、新たに3館共通入館料について明記しています。

また、備考に新たに2、3を追加しています。2は団体の定義、3は共通券の有効期間と入館できる場所、回数を明記しています。

続きまして、17ページをごらんください。ここからは関連する規則になります。

議案第4号、我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由は、条例の一部改正に伴い、関連しています規則を改正するものです。

続きまして、18、19ページ、右側の改正前をごらんください。

改正前は第7条の入館料の免除等について、障害者基本法に規定される方、小中学生が学校行事で入館するとき、そのほか教育委員会が認めるときと定めていましたが、小中学生を無料にすることから、改正後では、第6条の入館手続で、中学生以下の取り扱いと3館共通入館料の納入について明記しています。第7条の入館料の免除等では、障害者の取り扱いと公益上必要がある場合のみにしております。

続きまして、20ページをごらんください。議案第5号、我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由及び改正の内容は、杉村楚人冠記念館と同じになりますので、こちらは説明を省かせていただきます。

続きまして、23ページをごらんください。議案第6号、我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてです。

提案理由については、杉村、白樺と同様です。

24ページ、改正前、第7条で入館料の免除等について、こちらも障害者基本法に規定される方、小中学生が学校行事で入館するとき、そのほか教育委員会が認めるときと定めていましたが、小学生を無料にすることから、改正後の第5条、入館手続で中学生以下の取り扱いと3館共通入館料の納入について明記しています。第7条の入館料の免除で、小中学生が無料になることから「小中学生が学校行事で入館するとき」を削除しています。

なお、この議案につきましては、3月議会上程後、施行は4月26日を予定しています。

以上で説明を終わります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。議案第3号、第4号、第5号及び第6号について一括質疑を許します。質疑はありますか。

○北嶋委員 3館入館の期間についてお伺いします。スタンプラリーということで、2年間にわたって3館の行事がありましたよね。私も参加させていただきました。今回1カ月間と区切って、この間御説明を伺ったら、他市からも月に2～3回来てほしいとか、我孫子市内を2～3回歩いてほしいという御意見がありましたけれども、1カ月間で果たして3館を回り切れるのか、その辺の根拠がわからない。あのスタンプラリーをなさった御経験から、1館にいらした後、2館目をどのような間隔で回っているのか、多分それをめどとしてこの1カ月をつくったのかなと思うのですが、1カ月でもし回り切れないということが多くなってしまった場合、これは条例なので、あとは難しいですよ。そ

の辺の根拠は大丈夫かなという疑問があります。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 今回この3館の共通券をつくるに当たり、いろいろ調べました。他市でもやっているところがありまして、3館共通券とか4館とか5館とか、さらに大きいものがあります。我孫子の場合、この3館で1カ月の期間を定めたということですが、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、土日を複数入れて数回我孫子市に来てもらうということで、土日を4回入れた1カ月にしました。先ほどの調べたところと比べますと、我孫子市の3館は比較的近距離にあるので、行こうと思えば1日で十分回れる距離だというふうに判断して1カ月にしております。

○北嶋委員 ありがとうございます。それはとてもいいことだと思いますが、現実的に、私たちは市内に住んでいて、地理感覚もありますから歩いて行きますけれども、条件として、杉村楚人冠記念館には駐車場がない。白樺にも3台ぐらいしか置けない。鳥の博物館は、行けばありますけれども、そういう場合、電車で我孫子駅におりて、杉村に行って、白樺に行くというルートが一般的かなと思いますが、その辺の案内をしっかりとやらないと、今、市民の方がどの程度、延べではなくて、13万市民の方が果たして皆さん1回ずつ行ったかなということはありませんよね。ですので、3館が1カ月でできるような企画をしっかりと組んでいただいて、皆さんが行きやすいプログラミングをしていただければなと思います。1カ月で回ってくだされば、その館の特徴や企画展も見られますので、もちろんなさっていると思いますが、工夫に工夫を重ねて、この条例がきちっと生きるような方向で行っていただけたらなと思います。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 ありがとうございます。今回のこの共通券は、市外の方に再度この3つの館に来ていただきたいという気持ちと、市内からまた来てほしいという2つの大きな目的がありまして、市外からですと電車をイメージしています。電車で来ますと、我孫子駅から杉村、白樺、鳥博、その戻

るコースもPRするように、楽しく我孫子駅まで帰れるようなルートを設定してPRをしていきたいと思っています。また、市内の方は車で来る方が多いので、鳥博に来てから白樺、杉村というルートを通ると思うのですが、その方たちにとっても楽しく駐車場まで帰ってこられるようなルート等を設定して、広くPRをしていきたいと考えています。

○北嶋委員 もう1つ。小中学生が無料になったことは反対ではないのですが、無料にした根拠というのは、今までやってきて無料のほうがいいという理由があって無料になさったのだと思います。その辺の理由を伺えればと思います。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 私も文化・スポーツ課に来て、白樺文学館と杉村楚人冠記念館に行ったのですが、内容が結構難しいのですね。今まで玄人受けするような企画展で、その後、子供受けするようなアイデア等を出してやっているのですが、実績から言いますと、杉村楚人冠記念館が開館したのは平成23年11月ですが、今年の12月末までで小中学生が75人、お金を払って来られた方が75人しかいません。一方、白樺のほうは、平成21年に市に寄贈されまして、今年の12月末で250人です。やはりこちらも入館者数はかなり少ない。小中学生の入館者が思ったより少ないということと展示しているもの等が難しいので、とりあえず無料にして、市内にこういった施設があるんだよということを知っていただくだけでも小学生にとってはいいのかなという判断で、今回無料にさせていただきました。

○北嶋委員 ありがとうございます。確かに白樺文学館も場所の設定とか中に置いてあるものや何かは、なかなか子供では見づらかったり、難しい内容が多いですね。そういう意味で無料になさったというのは英断かなと思います。生涯学習の場として、親子連れで見させていただいて、子供たちの心のどこかに響くものがあるようになるといいと思います。

○豊島委員 今との関連なのですけれども、アンケートとかいろいろデータを

集めたりなさっていると思うのですが、3館共通にしたほうがいい、小中学生は無料にしたほうがいいという市民の声というのはあったのでしょうか。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 特に市民の声はございません。これまでの小中学生の入館者数から判断をさせていただきました。

○豊島委員 ありがとうございます。事務報告に入館者数の一覧が出ていますので、1月から4期のものが合わさっていけば大体昨年度並みに行くのだろうとは思ってはいるのですけれども、それにもう少し数を何とか上乘せしたいという気持ちはわかります。賛成なのですけれども、もう1つだけ。

13ページの第4条、「中学生以下の者に係る我孫子市」云々は無料にするとありまして、15ページの第7条、入館料等のところですが、「白樺文学館に入館しようとする者（中学生以下の者を除く）」とあるのですが、ここに「除く」とあることで、13ページの第4条は無料とするということを含んでいるのでしょうか。ほかのところにあるのでしょうか。全体をつかめていなくて、ここしかわからないのですけれども、ここに「中学生以下の者を除く」としかないとすれば、中学生以下の者が無料だということはすぐにはわからないような気がして、その書き方を説明してもらえますか。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 お答えします。今回の共通券をつくるに当たって、3つの条例を改正します。先ほど説明したとおり、杉村楚人冠記念館の入館料につきましては、我孫子市の使用料条例で入館料を定めています。この使用料条例というのは、杉村楚人冠記念館の入館料だけではなくて、ここには載っていませんが、ほかのもののお金もいろいろ定めている条例です。その条例の中には、中学生以下を無料にするという文言がないということで、この備考の4に杉村のほうは入れさせていただいています。白樺と鳥博については、この条文の中に中学生以下の者を除くということで、いずれも無料にするのですが、別な条例なので、このように記載させていただきました。

○豊島委員 お話はわかりました。ちょっと見にくいですね。その条例が云々ということは御説明はわかりましたけれども、そういうことは一般の人はわかりませんから、これを見て、一方は無料とあって、後者2つは「中学生以下の者を除く」と、これが普通なのではないでしょうか。ここに「中学生以下の者を除く」と書いておけば、これで無料になるというふうに読んでいいのですか。

○川村委員長 休憩します。

午後2時36分休憩

午後2時39分再開

○川村委員長 再開します。

私から1つ。今回3館ですごく前向きに、何とかみんなに広く見ていただきたいという気持ちは十分伝わってきました。これに伴う3館の入場券みたいなもので工夫する案をお持ちになっていたら御紹介いただきたいと思うのですが、けれども。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 ただいまいろいろ案を出し合って作成しているところです。他市を見ますと、抽選で物をあげたり、ポストカードの形にして、それをはがきとして使ったりしているようなところもあります。そういったものを含めて今検討しています。

○川村委員長 先ほどのお話を聞いていて、チケットに回る順番とか地図が書いてあって、チケットを見れば行けるような絵などがあるとわかりやすいのかなと単純に感じたもので、どんな案があるのかお聞きしたかったです。

ほかにありますか。

○北嶋委員 これはパブリックコメントをとっていましたが、何か御意見はありましたか。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 パブリックコメントは平成25年11月26日

から12月26日まで1カ月間行いました。市民からの意見はありませんでした。

○豊島委員 パブリックコメントを1カ月間行って、意見はゼロですか。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 ゼロです。ありませんでした。

○豊島委員 寂しいですね。ゼロというのはちょっと信じられないのですが。おまえが出せばよかったじゃないかと言われたら、あれですけども。先ほど市民からの声はありましたかということで聞いたのですけれども、私は賛成なのですが、でもほとんど影響はないというような形になってしまうと、何か寂しい改正だなということになってしまうのですけれども。先ほど北嶋委員もおっしゃったように、我孫子市の人々というのは、これからさらに何回も行かないと思うのですよ。私も行っていますが、また3館全部回れよと言われても、なかなか回れない。やはり外から呼んでくるということが主になってくるとしたら、それは1カ月というのは短いかなというふうには思います。人を本当に集めようとするのであれば、もう少し市民に対してもアピールするような何かしらをやっていかないと、やったのだけれども、なかなか広まらないというふうにしたくないのですけれどもね。ですから、1カ月というのは短いかなという気がしているのですが、そんなことを言ってももうだめなのでしょうけれどもね。

○川村委員長 休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時45分再開

○川村委員長 再開します。

○鈴木文化・スポーツ課主幹 今、委員がおっしゃいましたとおり、市内の人は一度行けばもう行かないのではないかということで、一番大事なのは、この

3館の魅力ある企画だと思っています。今回これをやるに当たって、ポスター200枚、チラシを3,000部つくる予定です。これを常磐線沿線の自治体とか社会教育施設、近隣の博物館等に配布して行って、外からたくさん来てくれるようにしたいと思っています。

○川村委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。質疑を打ち切ります。

○川村委員長 議案第3号、我孫子市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第3号は可決されました。

○川村委員長 次に議案第4号、我孫子市杉村楚人冠記念館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第4号は可決されました。

○川村委員長 次に議案第5号、我孫子市白樺文学館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

○川村委員長 次に議案第6号、我孫子市鳥の博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川村委員長 挙手全員と認めます。よって議案第6号は可決されました。

諸 報 告

○川村委員長 日程第3、諸報告を議題とします。事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項はありますか。

○川村指導課長補佐 進路事務の状況について、追加報告をさせていただきます。

東葛教育事務所に1月10日に提出する個人成績一覧について、通常ならば年の明けた1月5日に市教委のほうに提出していただきまして、点検後提出という形なのですが、今回はきめ細かな点検を行うために、年内の12月27日までに提出をしていただきました。また、それとともに、市独自で1、2年生の成績がわかるものを、あわせて準備して提出するよういたしました。12月28日に指導課と学校教育課の職員による点検を行いました。また、終わらなかつたものについては1月6日に行いまして、全て点検をいたしました。点検では特に数字的な間違いはございませんでした。また、評定の数字について、多少疑問があるかなと思うものについては該当校に確認しました。疑問というのは、2段階ぐらい1年生との差があった場合には、ちょっとどうかということで確認しました。これについては該当校のほうで保護者にも確認をして、間違いがないということで報告を受けています。ということで問題なしと判断いたしました。

また、今後、2月4日に各中学校は千葉県は公立高校の調査書を提出いたします。それとともに個人成績一覧も提出いたします。今後も間違いがないよう

にということで、再度十分確認をするように指示をいたしました。以上です。

○高橋生涯学習部長 私から、1月13日に開催されました成人式の出席状況について報告させていただきたいと思います。

教育委員の皆様には大変お忙しいところ御出席していただきまして、まことにありがとうございました。増田生涯学習課長より説明させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○増田生涯学習課長 天候にも恵まれまして、昨年の出席者よりふえております。対象者は、午前午後合わせて1,190名、出席者は902名。午前が対象者670名中491名、午後が対象者520名中411名が出席しております。前年度より出席率はやや上がっております。式典は特に混乱もなく無事に終了いたしております。御協力ありがとうございました。以上です。

○川村委員長 以上で諸報告は終わりました。これより諸報告に対する質疑の時間といたします。

事務報告について質疑がありますか。

○北嶋委員 総務課にお伺いします。小中学校体育館耐震補強工事で布佐小学校が無事に完了したということですが、今現在まだ工事中の学校が何校かあります。その学校は予定どおり終わりそうか、進捗状況をお伺いできればと思います。

○小島教育総務部次長 布佐小学校が12月に終わりました、1月に湖北中学校が竣工する予定です。2月に白山中学校と我孫子第三小学校が竣工する予定ですので、今のところ工事の進捗状況としては順調に工期内に終わるという形で進んでいます。

○川村委員長 ほかにありますか。

○豊島委員 5ページの指導課の2番目、我孫子市英語・英語活動小中一貫カリキュラム作成委員会の件なのですが、12月24日に参加者が合計8

人と書かれています。先ほどデータを配っていただいたのですが、かなりのものができてきているので、いいなと思っているのですけれども。この中でALTが2人となっているのですが、10人いますよね。これはカリキュラムの作成委員会ですから、これをつくられていったと思うのですが、先ほど委員長から質問があったことに関連ですが、このミーティングは11人、ALT10人プラス指導が1人入って11人。このカリキュラム作成委員会の参加者は8人なので、ALTが2人ということですが、カリキュラム作成委員会のほうには、ALTはそのぐらいの人数しか入っていないということなのですか。今の件は5ページのところだけの質問にいたします。

○川村指導課長補佐 お答えいたします。ALTミーティングはALTが全てということで、自分たちの学期や年度の反省をしていく、もしくは次年度につなげるというミーティングをするわけですが、このカリキュラム作成委員会につきましては、これをつくるに当たって、ALTの中でも去年入ったばかりの者もおりますし、今まで我孫子市にずっとかかわってきた経験のある者の中からの代表と市内の小中学校の英語担当もしくは英語の先生が入って、代表でたたき台をつくりながら進めていこうということで進めました。よって8人という形になっております。

○豊島委員 事務進行予定のほうはこれからなのですから、2月24日のミーティングのところに「Ab i - E n g l i s hカリキュラムについて」という項目があったものですから、そちらのほうでも当然カリキュラムのことについても話し合いはあるのだなというふうに思っておりました。そちらのほうのミーティングは当然ながらALTが中心になっていますから、それとの関連でどうなのかなと質問をしました。

○川村指導課長補佐 御指摘のとおりです。2月の会議では、広めていくという形になります。

○豊島委員 ミーティングのほうでも話し合いがあるということですか。

○川村指導課長補佐 12月24日のほうではALTの代表と作成委員会が、ここである程度つくったよと。進行管理のほうにはまだ入っていませんが、12月のときはALTが2人ですが、2月は全員が集まりますので、そのときに内容などを説明しながら、ここはどうだというミーティングを開くということですよ。

○豊島委員 わかりました。委員会のほうが中心になって、その確認のような形でミーティングのほうでも話をしていくというスタイルですね。

○川村指導課長補佐 そのとおりです。

○川村委員長 ついでなのですからけれども、この表題に「中間報告」と書かれているから、その場で協議をするということに理解してよろしいですか。

○川村指導課長補佐 そのとおりです。まだ全てが完成というわけではございませんので、この後また検討した上で改善はしていきたいと思えます。

○北嶋委員 21ページ、文化・スポーツ課にお伺いします。1月11日（土曜日）に子どものための舞台鑑賞事業というのがありまして、私も見させていただきました。今、我孫子市教育委員会がやっている子供のための事業というのは、たしかこれだけだと私は認識しています。子ども部に子供の事業が移行する前は、いっぱいこういうものがあつたのですが、唯一これだけが残されていて、生涯学習は子供から大人までの事業ですので、その中で主催事業として残っている、とりあえず貴重なことかなと思っています。ことしは入場者が250人ということでした。私は気になりまして調べましたら、一昨年も昨年も500人とか450人とか、そこそこの人数が入っていました。今回これは親子で参加だと、大人2人に子供1人で2,000円でしたか、大人1人だと1,000円だったと思います。そういうことから考えますと、あの500人のホールで計画なさっていて、この事業の執行状況についてお伺いしたいのですが、

終わってすぐですので、わかる範囲でお答えいただければと思います。

○西沢文化・スポーツ課長 お答えいたします。人数がちょっと少なかった、私どものほうのもくろみがちょっと外れてしまった部分も実はあります。演目につきましては、市内で子供の活動をなさっている子ども会育成連絡協議会、子どもの文化連絡会等の皆さんと一緒に演目を決めたりして、ことしはこれにしております。

分析ではないのですが、今までここにもう1つの団体があったのですが、この団体が解散してしましまして事務局の中から外れてしまった。そういう組織が1つなくなってしまったのも、今回の要因の1つかなとは考えております。あとは、この演目について、もうちょっとわかりやすいものがないのかなということで、実行委員の皆さんには、その辺をまたお伝えしながら、次に向けていきたいと考えております。

執行状況としましては、全体として劇団さんにお支払いするのは40万円、会場使用料等を含めて61万2,000円という予算がありますので、来年度は予算要求の示達を受けている段階ですが、その次については文化・スポーツ課の中でいろいろ検討していきたい。委員がおっしゃったとおり、私どもとしては子供のものは、これとめるへん文庫の2つを大きな事業ということで考えておりますので、何とか頑張ってやっていきたいと考えております。

○北嶋委員 ありがとうございます。もう1つお伺いします。実行委員の団体はお伺いしましたがけれども、この事業を開催するまで、教育委員会と一緒に実行委員会を組みながら計画を立てていますか。

○西沢文化・スポーツ課長 手元に資料がないのではっきりは申し上げられませんが、3回、4回という形で集まっていたいただいて、基本的には予算が確定した後、その年度の予算に合ったものを選んでいく作業を進めております。

○北嶋委員 この団体の方々の子供の育成活動を長くやっているの方々ですので、

目に狂いはないと思います。その方々が予算を考えながら、それに見合った劇団なり映画なり、音楽を見つけてきてくださっているということですか。

○西沢文化・スポーツ課長 そのとおりです。こちらばかりというわけにもいきませんので、相手方もあります。こちらがいいということでもお願いしても、劇団のほうのほかにも公演に出ているという場合は、ちょっと難しい面がありますので、こちらの希望する予算、希望する日にちという形でマッチングできた劇団をお願いしているのが状況です。あくまでも実行委員会の中で演目は選んでおります。

○北嶋委員 そもそもこの事業は、この幾つかの団体の方々とやるということをお前提に立ち上げていらっしゃるのですか。

○西沢文化・スポーツ課長 これ自体は昭和の時代からやっている事業だと思います。当初は保育園連絡協議会、幼稚園協会等とも一緒にスタートした事業だということを聞いております。当時は保育園、幼稚園関係、あとは子ども会関係の皆さんと一緒にこの事業を進めていく。その中で各団体の方と協議をしながら演目を決めていく、そういうような土壌が最初からできておりました。

○北嶋委員 そうしますと、26年度もこの方たちを実行委員会として一緒にしましょうということが計画に入っているわけですね。

○西沢文化・スポーツ課長 まだ予算が決まっていない段階ですが、私どものもくろみとしては、そういう形を今考えてはおります。

○北嶋委員 しつこくてすみません。市民のこの方たちがいないと、この事業は成り立たないような状況ですね。

○西沢文化・スポーツ課長 おっしゃるとおりです。

○川村委員長 今の事業の話で、何かほかにも御意見がありますか。

私のほうから。今、北嶋委員がお聞きしていることで、私もちょっと勉強不足でわからなかったのですが、主催事業としてはこれとめるへん文庫だと西沢

課長もおっしゃっていたのですけれども、子どものための舞台鑑賞事業ということで、イメージとしてそこにフォーカスしてこの事業が成り立つのか、それとも子供のために何か事業を起こそうとしているのか。舞台鑑賞がテーマなのか、それとも子供のために何かをやるというのがテーマなのか、どちらかというのを御説明いただけますか。

○西沢文化・スポーツ課長 この事業の成り立ち自体は、市民会館がまだあった時分に自主事業という形で私どもがやらせていただいていた。お子さんからお年寄りまでのいろいろな世代の方に対して、いろいろな事業をしておりました。大人の方は東京にはよいホールがありますので、当然そういうところでお聞きいただければいいということで事業を少しずつ縮小していく中で、子供は我孫子からなかなか出て行けないということもありまして、子供の事業についてはしっかり残してやっっていこうという中で、これが残っている状況です。ですから、あくまでも子供に生の演劇、生の音楽、そういう舞台芸術を直接見ていただきたいという趣旨でやっております。

○川村委員長 そういう考え方も1つあるし、また世の中は大きく変わって、うねっています。いろいろなものが新しく変わりつつあって、例えば舞台を見ずとも、ユーチューブをあければ、素晴らしいものが見られる状況になっている。今、それがふさわしい事業なのかどうなのかというのは検討されたことはありますか。

○西沢文化・スポーツ課長 あくまでも本物を見せたいという気持ちで、この事業をずっと進めております。テレビのスイッチを入れれば、今おっしゃったいろいろな形のメディアを見れば、いろいろな情報、演劇、音楽が見られるのですが、それとはまた別に、自分がその場に行って、その場の雰囲気の中で演劇を見る。そのときの感動をなるべく子供たちに持っていただきたいという意味で、これは残してずっと続けてきております。

○川村委員長 わかります。ただ、主催者側の思い入れとは違う観点で見る必要もあるのかなということでお話をしただけですので、否定するものではありません。それだけは御理解ください。

○豊島委員 それに関連して。これは小学校なり中学校なりというか、学校のほうに働きかけたりするようなことはあったのですか。

○西沢文化・スポーツ課長 現状では実行委員さんに、幼稚園、小学校低学年程度の方を対象としてやるということをお願いをして、演目選びをしております。先ほど言いましたように、スタートした段階から幼稚園の小さい子供たちも対象にしたいということで、幼稚園、保育園関係との連携もしておりましたので、学校等の連携ということはしておりません。

○北嶋委員 私は見せていただいておもしろかったです。来ている子供さんたちはとても楽しんで帰っていらっしゃったので、別に否定するつもりはなかったし、今回のこともあびっ子ネットできちんと市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校には入っているの、たまたまこの日程や何かで参加者が少なかったのだと思いますが、先ほどお聞きしたら、市民の方がいてこそできる事業ということですので、あそこでお骨折りくださっている市民の方たちを大事にして、よりよい事業、やった方が達成感を得られることも大切だと思いますので、それでなおかつ来た方が来てよかったなという事業を、御苦労ですけれども、どうぞ続けていただきたいなと思います。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○川村委員長 休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時11分再開

○川村委員長 再開します。ほかに質疑はありますか。

○豊島委員 9ページ、教育研究所にお願いします。大事な問題が毎回出ているのですけれども、一番上の「子どもの発達に関すること107件」のうち、「12月の新規ケースは8件です」というふうにあります。この107件は少ない数ではないのですが、そのうち12月の8件というのは、従来では見られないようなケースとか、そんな言い方もおかしいでしょうけれども、8件についてこういう内容ということをお教えいただけましたら、お願いしたいのですけれども。

○石井教育研究所長 8件がどこに何件かというのは今持ち合わせていないのですが、ここに上がっている項目の中にいずれも入っております。

○豊島委員 発達に関すること、不登校、性格云々という中に入っているということですね。

○石井教育研究所長 おっしゃるとおりです。

○豊島委員 今、多い順から並んでいるのですけれども、上から3つぐらいまでのところが非常に多いのですが、やはりその中に入っている内容ですか。

○石井教育研究所長 うろ覚えで申しわけないのですが、学習のおくれのケースもあったかと思いますが、おっしゃるとおり、上の4つの中にいずれも入っているケースです。

○豊島委員 ありがとうございます。それで納得してしまうわけにはどうしてもいかなければ、仕方がないのですが、それとの関連で下のところにある継続相談の相談状況（重複あり）と書いてある表のところなのですけれども、その中で教育・発達相談の電話相談が、まだこれからでしょうけれども、昨年度よりはふえていく傾向にある。就学相談のところも、見学・体験に来た方が昨年度よりはふえていくのかなという傾向なのですけれども、今年度の中で、今までの傾向の中からどうしても目をそらすことができない重要な相談とか、あるいは時代に即した相談とか、私たちが知っておいて注意していかなければいけ

ない傾向というのは何かありませんか。

○石井教育研究所長 特に25年度は、というのではないかと思いますけれども、やはり子供の発達障害に関することが多いのと、不登校に関する相談が49件ですが、今年度は不登校に関する事で、いろいろなケース会議等に出向いたのが多かったかなというふうに認識しています。

○豊島委員 ありがとうございます。49件というのが出ていますから、それが多いということなのでしょうけれども、いろいろな問題が今起こっていますが、不登校の主な理由というのはどういうことになりますか。

○石井教育研究所長 いろいろケースがあると思いますが、主として家庭的な問題に起因するもの、具体的には養育を含めた保護者の能力的な問題であるとか精神的に不安定な状況にある保護者、DVや虐待の問題、離婚を含めた家庭内の不和の問題。それから主として本人に起因する問題としては、やはり本人の精神的な問題であるとか、発達、学習のおくれを含む知的な問題、その他に兄弟姉妹の関係、あるいは、いじめというはっきりした言葉は使わなくても、仲間関係でもつれているような場合、担任の先生等とうまくいかないというようなことで休んでいるというケースがございます。

○豊島委員 ありがとうございます。本当にどれ一つとっても、簡単にどうなるということではなくて頭が本当に痛いのですけれども、それでも学校側はいろいろな対応をしてくれているし、このように研究所のほうも地道な活動をずっと続けてくれていて、本当にこれを抜きにしてはこれからやっていけないわけです。精神的なこととか保護者の問題というのは、どうしようもないというところはあるのですけれども、学校側とか、我々は微力ですけれども、そういった力を尽くして何とか改善していく方向というか、改善していく糸口というか、この一覧の表は毎回見ているし、ではこれでどうするという先が見えてこないのですよ。ですからそのところで、学校も本当に一生懸命、アンケート

をとったりしていろいろやっている。研究所も非常にやってくださっている。さらにこういう方向で何かということが、そんな簡単にできるのだったらあれですけれども、そこはわかって申し上げているのですけれども、でもやはり何とかしていかなければいけない。何か方向性みたいなものをアドバイスしてもらえませんか。

○石井教育研究所長 大変難しい問題で、今委員がおっしゃられたように、心の教育相談員や適応指導教室はじめ、さまざまな方策を用いているところがございますけれども、やはり年度によって増減があるというのが実態です。ただ、今年度1年間見ていると非常に有効だったのは、いわゆる適応指導教室を学校で運営をする学校もありまして、今まで全く学校に足が向かなかった生徒が、その教室なら行けるというような事例もありましたので、空き教室の関係や教職員の数の関係で難しいところはありますけれども、そんなことが全市的にできればなというような希望は私自身は持っているところです。

○豊島委員 ありがとうございます。去年、学校訪問を皆さんと一緒にいかせてもらって、学校の一生懸命な取り組みが本当によくわかりました。それは改めて実感しました。ただ、先生方は本当に忙しい。そういった多忙感の問題もあって、それをみんなで今やろうとしているところなのですけれども、やはりそういう方向というのは必要だなというふうに思いますので、先生方の多忙感を少しずつ軽減しながら、でも児童生徒に対して力を注いでいけるような方向を模索したいなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○川村委員長 ほかにありますか。

○豊島委員 15ページのところです。出前講座実施状況の②分類別実施件数・人数というところです。これは時代背景を映しているのかなと思うところもあるのですけれども、この中ですごく件数や人数が多いところと、まだ最後まで出ていませんけれども、1年間通してカウントが1つも入っていないとこ

ろがあったりして、落差が極めて大きいのですけれども、これを見直したりする必要があるのですかね。ことしのものしか出ていないから、わからないのかもしれないのですけれども。

○今井生涯学習課主幹 お答えいたします。この出前講座という制度そのものが、今、市民講師の中で120ぐらいございまして、その市民講師のテーマをこういった分類分けにしたところ、人気のあるもの、ないものというような傾向がありまして、その中でゼロであるものがあったり、かなり数が多いもの、リピーターになってくると毎年自治会さんなどが、この先生にお願いしたいといった形のものがあったりするものですから、市民の皆さんが自主的に学習するきっかけの事業ということですので、ゼロのものをどうにか利用していただきたいということになりますと、今私どももいろいろ努力しているのですが、PRの方法をいろいろ考えているところでございます。

○豊島委員 我々もお願いしてやってもらったりしているものですから、それはそれでよくわかるのですけれども。そこに入っている講師の人に話が全然こないというのは、それはそれでまたつらいものがあるのですけれども、だからといってこちらのほうでメニューをカットするわけにもいかないでしょうから。ただ何となく、ことしだけではなくて、ゼロというのが続くとちょっとあれなので、広報みたいなものはもうちょっとやっていく必要があるのかもしれない。

○今井生涯学習課主幹 ここ2年ほどなのですけれども、年に一度、市民講師の方たちにお声かけをいたしまして、こういった表を使いまして、皆さんの講座はこのように利用されていますよといったような報告会、再度また更新いたしますかという更新の説明会等を実施しているところです。また、その中で懇親みたいなものなのですけれども、今のお話のとおり、私のところは全然依頼がないのだけれども、皆さんはどうやって工夫しているのですかとか、講師の

方御自身が努力されているところもございます。今後ともそういったものを継続しながら、いろいろと方法を練っていきたいと思っております。

○川村委員長 ほかに事務報告に対する質疑はありますか。

なければ、事務進行予定に関して質疑はありますか。

○北嶋委員 11ページ、教育研究所の7ですけれども、不登校への取り組みが書かれていまして、この中に不登校児童生徒対策マニュアルについての検討ということがあります。この不登校児童生徒対策マニュアルという今までなかったものを、これから改めてつくるといえることでしょうか。

○石井教育研究所長 そのとおりでございます。近隣にはないのですけれども、他県の事例等を今研究しているところです。

○北嶋委員 ありがとうございます。私たちも県外施設に行ったときに、そのまちでは登校サポートプランということで、小学校の部、中学校の部をつくっていただきましたので、とても興味深く話を聞いてきました。どのようにして子供たちが学校に登校できるようになるかというマニュアルだったので、我孫子市でこういう検討がされているというのは、私どもとしてもうれしく、前向きになさっていることに感謝しています。いいものをつくっていただければと思います。

○石井教育研究所長 ありがとうございます。24日の会議にたたき台を出して、市内の先生方と検討していきたいと思っております。

○川村委員長 ほかに質疑はありますか。

○北嶋委員 19ページの地域スポーツフェスタのことでお伺いします。総合型地域スポーツをどんどん推進して、地域の方々に健康で楽しくスポーツを味わってもらいましょうというのがニュースポーツの目的だと思います。根戸小学校、高野山小学校、布佐南小学校で行われるということですが、これは1回目ではないですね。何回かされていますけれども、地域の方々の反応はどの

ようなものなのでしょうか。

○西沢文化・スポーツ課長 少しずつ浸透してきているなというものは実感しております。スポーツ推進委員の方々が地元に入り、地元の方々と一緒にやる。総合型スポーツのグループも一緒にやるような形で、少しずつ浸透し始めてきたというのが実感です。

○北嶋委員 ありがとうございます。中学校などの部活動でスポーツをやった経験がなくてもできるスポーツが生涯スポーツだと思います。そういう意味では大人だけのスポーツではなくて、地域の子供たちも一緒に入れば入ってほしいのですが、時間的に無理なこともある。それによって地域の大人と子供が顔見知りになることが、これからすごくいいことだと思いますので、年代を広く集めていただいて、いいフェスタにしていただければと思います。

○西沢文化・スポーツ課長 委員おっしゃるように頑張っていきたいと思います。

○川村委員長 ほかに事務進行予定について質疑はありますか。

○豊島委員 前に一度申し上げたことがあるのですがけれども、この進行予定の枠のつくり方というのは、私にはすごく見にくいのです。この資料だけが非常に見にくいです。ほかの資料は表が1つ1つちゃんと分立しているし、非常に見やすいのですが、この資料は表の間にもう1行入れられませんか。これは見てくれと言っている資料ではありません。これは見にくい資料です。全部ゴシック体にしてはだめだと思います。項目だけはゴシックでいいのですが、ほかの資料は全部明朝体ですね。だから見やすいのですが、これは見にくいです。前にも、表と表の間に1行入れてくださいというふうに申し上げたのですが、これは学生がつくったら却下です。これがフォーマットとして入っているから、入れていくのは簡単なのでしょうけれども、何とかしてもらえませんか。ちょっとお願いなのですが、これも。

○廣瀬総務課主幹 まことに申しわけございません。事務報告に関しましては各課いろいろな報告の仕方がありますので、表を入れたり、各課まちまちにしております。進行管理については、あくまでも予定ですので、統一したフォーマットの中に入れたほうが参加者等がわかりやすいだろうということで、数年前に始めたフォーマットでございます。豊島委員の意見もございましたので、いろいろ担当のほうでも工夫して今回ゴシック等にかえたところですが、大変見にくいということで申しわけございません。行をあけたりすることについては検討している段階ですので、工夫はさせていただきたいと思います。すみませんでした。

○川村委員長 休憩します。

午後 3 時 2 9 分休憩

午後 3 時 3 1 分再開

○川村委員長 再開します。ほかに質疑はありませんか。

○豊島委員 すみません。勝手なお願いですけれども、ぱっと見て、見やすいほうがいいと思います。

14 ページのところですが、生涯学習課です。ここでは長寿大学の 3 年生の計画というのはいないのですか。

○今井生涯学習課主幹 3 年生につきましては 1 月で授業は終わりました、15 ページにあります 4 の合同学習で、こちらのほうで大学祭と卒業式・修了式の式典に 3 年生が含まれることになります。

○豊島委員 わかりました。ほかのところは 4 年生の卒業に向けてみたいな形で 1 年生、2 年生、4 年生とあって、3 年生は何もないというのは、ちょっと不自然な感じがするのですが。

○今井生涯学習課主幹 月をまたぐ行事になりますと、前月の最終に授業を行

うということがあつたりするものですから、どうしてもこういったものが出てくることになります。

また、のびのび親子学級というのも、火曜日、木曜日、金曜日ということがあつたりするので、この報告の中には漏れる月もこれまでも出てきていたかと思われまゝ。よろしく願いいたします。

○川村委員長 ほかにありますか。

なければ、教育事業全般について質問がありますか。

○豊島委員 1月23日号の「繫」をいただきました。A4の表面です。布佐中学区での体験入学の件について書かれているものです。これは非常におもしろく、また、今後のことを期待させてもらえるような内容でした。この布佐中学区での取り組みはいいと思うのですね。ほかの中学校区では、このようなことに関する予定は考えてはいないのかなという気がしていたのですけれども、ほかの中学校区でやるということはあるのですか。

○榊原少年センター長 お答えします。委員御承知のとおり、この3月に基本方針の策定を目指すということで、それを受けまして、そこにあります布佐中區は先行としてモデル地区ということで実施をしていただいていますけれども、他中區についても、そのような1日体験もしくは部活の交流等、今それぞれの校長先生を中心に来年度の計画を立てていただいているところです。

○豊島委員 新しいことですので大変だと思います。でも、必要でしょうね。これは必要なのではないかなと思っているものですから、ほかの中学校区でもやっていただきたいなと思います。

もう1つ。これは午後ですけれども、小学生は授業として行ったのでしょうか。希望者ではないですよ。小学生はどういう立場で行ったのですか。

○榊原少年センター長 午後の5校時ということになりますので、全員が参加をしております。どの教科で扱っているのかというところは、申しわけありま

せんが、こちらで確認をしておりますけれども、授業の時数を使用して体験、見学を行ったということです。

○豊島委員 わかりました。全員ということで、授業のどれかはわかりませんが、そういう形ということですね。希望者ということではないですね。ぜひほかの中学校区でもできればいいですね。ありがとうございます。

○川村委員長 ほかに教育事業全般について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川村委員長 質疑ないものと認めます。諸報告に対する質疑を打ち切ります。

○川村委員長 これで平成26年第1回定例教育委員会を終了します。御苦労さまでした。

午後3時36分閉会